

都市農業の振興策を求める意見書

都市農業は、消費者に新鮮で安全な農作物を供給するとともに、緑地としての環境保全、生産者と消費者との交流を通じたコミュニティの形成、災害時の避難空間の提供などの多面的な機能を担っている。まちづくりを進めるうえで、農地の果たす役割が再評価されており、地域住民からも「身近な農地を保全してほしい」との要望が寄せられている。

平成11年に成立した「食料・農業・農村基本法」には都市農業の振興が明記され、昨年3月の「食料・農業・農村基本計画」の見直しに際しては、都市農業の振興について一定の配慮が示されている。また、昨年10月には、農林水産省内に「都市農業・地域交流室」が新設された。

しかし、都市農業に関連した現行法制などのしくみは、必ずしも都市農業の振興に結びついておらず、この分野における国の取組は、なお不十分な面がある。

こうした現状の中で、農地、農家は減少し、農業従事者の高齢化、後継者難などが深刻化しており、都市農業を振興し、持続可能なものとしていくための総合的な方策が求められている。

よって、羽村市議会は政府に対し、下記のような総合的な都市農業の振興策を講じるよう、強く要請する。

記

- 1 都市農業振興の観点に立って、新法制定も視野に入れ、関連する現行法制などを総合的に整備すること。
- 2 集落営農、法人化が推進されているが、都市部においても円滑に農業法人が設立できるよう制度を整備すること。
- 3 認定農業者制度を都市農業にもマッチするよう改革するとともに、中高年サラリーマンやニート、フリーターなどの就農を促進するなど、「新たな都市農業の担い手」の制度を創設すること。
- 4 関係府省による、都市農業政策の横断的な検討機関を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年3月27日

東京都羽村市議会議長 染 谷 洋 児

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣 }
農林水産大臣、国土交通大臣 } 宛